

次期食品安全推進計画戦略的プランの概要について（案）

資料 3

施策の方向性 1 食品事業者のコンプライアンスを高め、自主管理を向上するための施策の充実

* 網がけは、新たに戦略的プランに盛り込んだ事業

No	プラン名	プラン策定の考え方	事業内容*	計画目標	委員からの主な御意見
1	都内農産物の安全確保の推進 (東京都GAPの推進) プラン6をリニューアル	農産物の生産工程に沿って管理内容をチェックし、リスク管理を行う手法(GAP)の導入を推進する。 また、都内農産物の残留農薬調査や土壌残留性農薬の残留調査を実施し、検査結果等をフィードバックすることにより、生産者による安全な都内農産物の生産に役立てる。	(1) 東京都GAPの推進 (2) 土壌残留性農薬(ドリン系)の残留調査 (3) 都内農産物の残留農薬調査	(1) 東京都GAPの普及 (2)及び(3) 農産物の生産指導の充実	小規模農家等、生産履歴の記録が十分でない例もあるので、これらの対策についても配慮してほしい。
2	生産情報提供食品事業者登録制度の促進 プラン2を継続	農薬の使用方法などの生産情報を積極的に提供している事業者を都が登録し、公表する制度を普及することにより、都民が安心して商品を選択できる施策を促進する	(1) 登録制度の運営 ア 事業者登録の推進 イ 他団体との連携構築 ウ 制度のPR (2) 登録制度の信頼性確保 ア 外部委員を含めた登録審査会の開催 イ 登録事業者の調査	(1) 登録制度の運営 ア 登録事業者数の拡大 イ 他団体の制度との提携 ウ 登録制度の普及 (2) 登録制度の信頼性確保 ア 登録審査会の開催 イ 実地調査・情報提供状況調査	JA等が実施しているトレーサビリティの取組など他の方法との関係を検討すべき。
3	食品事業者が取り組む自主的な衛生管理の推進 プラン1をリニューアル	食品事業者に対する都民の信頼を確保するためには、食品事業者の法令遵守や、適切な危機管理対応が求められる。 このため、食品関係事業者を対象に、衛生管理体制の整備や顧客対応などの内容を中心としたセミナーを開催し、事業者の食品安全推進体制の整備を支援する。 また、商品の情報開示や消費者との意見交換など、事業者が積極的に行っている先進的な取組について、他の事業者へも広く普及させるための施策を展開する。 加えて、食品衛生自主管理認証制度を普及させ、事業者による自主的な衛生管理に関する取組を推進させる。	(1) 食品事業者のコンプライアンス向上支援 ア <u>コンプライアンスセミナー(仮)の開催</u> イ <u>食品安全推進キャンペーン事業の実施</u> ウ <u>自主的な衛生管理に取り組む事業者を紹介するサイトの開設</u> (2) 食品衛生自主管理認証制度の普及 ア 事業者への制度の普及 イ 都民への制度の普及 ウ 都内流通食品を製造する都外施設への制度の普及 エ 制度の信頼性確保	(1) 食品事業者のコンプライアンスの向上 (2) 食品衛生自主管理認証制度の普及	事業者や都民等の取組を奨励する制度(情報公開、表彰など)を盛り込んで欲しい。 自主管理認証制度について、機会があるごとに広報するなど、もっとアピールして普及すべき。 ISOやHACCPなど、すでに取組を実施している事業者も多い。これら他制度と連携するような制度にすれば、事業者への負担が減り、登録件数が伸びるのではないかと。 小規模事業者など、衛生管理の基本的な部分の取組が必要な事業者へは、都が積極的に働きかける必要がある。

次期食品安全推進計画戦略的プランの概要について（案）

施策の方向性 2 健康被害の未然防止・拡大防止に力点を置いた施策の充実

* 網がけは、新たに戦略的プランに盛り込んだ事業

No	プラン名	プラン策定の考え方	事業内容*	計画目標	委員からの主な御意見
4	緊急時における危機管理体制の整備 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: fit-content; margin: 10px auto; padding: 2px;">プラン4をリニューアル</div>	食品による健康被害が発生した場合において、関係各局が連携し、関係機関の協力のもと、被害の拡大防止、再発防止を図る。	(1) 関係機関との連携体制の構築 ア 国、関係自治体との連携 イ 警察等関係機関との連携 ウ 食品安全対策推進調整会議（東京都消費生活対策推進会議特別対策班）の運営 (2) 緊急時の情報の収集・発信（より効果的な方法の検討及びその活用） (3) 緊急時対応マニュアル等に基づく訓練の実施 ア 中央卸売市場における安全・品質管理者（SQM）の机上訓練 イ 食品衛生監視員を中心とした関係職員の訓練の実施 (4) 健康危機管理センター（仮称）開設（H24）に向けた体制整備	(1) 緊急時における関係機関との連携体制の構築 (2) 緊急時における迅速かつ正確な情報提供 (3) 緊急時における迅速かつ適切な対応 (4) 健康危機管理体制の構築	食中毒などの安全対策と表示偽装などの安心対策、フードディフェンスに関する事など、健康へのリスクの程度によって明確に区別すべき。 事故の発生は予測不可能であり、防止策は既になされている。むしろ発生時の対処方法を確立すべき。 広域的な事案の訓練は、事業者を加えて実施できると良い。
5	食品安全に関する情報収集と評価 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: fit-content; margin: 10px auto; padding: 2px;">プラン3をリニューアル</div>	食品の安全に関する様々な情報を収集、分析し、それを科学的知見に基づき評価を行ったうえで、健康への悪影響を未然に防止するための施策に反映させていく。	(1) 食品安全情報評価委員会による評価 (2) 食品中の有害化学物質汚染調査の実施 (3) 海外情報など食品安全に関する情報の収集 (4) 消費生活条例に基づく調査等の活用	(1) 食品安全に関する情報を分りやすく都民に提供 (2) 有害化学物質の汚染調査結果の集積・解析、都民への公表 (3) 有用な海外情報等の活用 (4) 食品等に係る安全性に関する調査を適宜実施	食品安全に関する誤った認識による情報に対して、見解などを発信する活動があるとよい。また、そうした情報がHPで一元的に見られるとよい。 評価対象の検討には、事業者や消費者からの意見も考慮してほしい。 5年先までのプランなので、新しいリスクについての評価を期待する。 問題がないことが公表されれば風評被害等の対応にもなり、今後も継続してほしい。

次期食品安全推進計画戦略的プランの概要について（案）

施策の方向性 2 健康被害の未然防止・拡大防止に力点を置いた施策の充実

* 網がけは、新たに戦略的プランに盛り込んだ事業

No	プラン名	プラン策定の考え方	事業内容*	計画目標	委員からの主な御意見
6	「健康食品」による健康被害を防止する プラン8を継続	いわゆる「健康食品」による健康被害を防止するとともに、医薬品成分を混入させたものや、虚偽・誇大に表示された製品が流通することのないよう、監視指導を実施する。 また、事業者を対象に関係法令の周知を図るための講習会を開催するとともに、健康食品の正しい利用方法について、都民への普及啓発を行う。	(1) 流通市販品に対する監視指導 (2) 健康被害事例専門委員会の運営 (3) 事業者講習会の開催 (4) 福祉保健局サイト「健康食品ナビ」や啓発資料等を通じた都民への普及啓発	(1) 違反・不適な商品の排除 (2) 医療機関等への迅速な情報提供 (3) 「健康食品」を取り扱う事業者の自主的衛生管理の推進 (4) 「健康食品」に関する情報提供の充実	事業者に対し、効能・効果表示などの違反事例を多く示してほしい。
7	輸入食品の安全を確保する プラン5をリニューアル	輸入冷凍餃子の事件等の発生により、輸入食品に対する都民の不安は強く、これらに対する安全性の確保が求められている。 専門監視班を中心に、都内の輸入業、輸入食品の倉庫などを対象に、重点的な監視指導を実施する。 また、輸入事業者を対象に、違反事例や関係法令に関する最新の情報を提供し、輸入事業者における自主的な衛生管理の推進を図る。	(1) 専門監視班による監視の実施 (2) 輸入農産物等の検査の実施 ア 輸入農産物の残留農薬、遺伝子組み換え食品、放射能検査 イ 輸入畜水産食品の残留抗菌性物質等の検査 ウ 輸入加工食品の指定外添加物等の検査 (3) 海外で使用される残留農薬等の検査法の開発 (4) 輸入事業者講習会の開催 (5) 専門監視班による輸入事業者の自主管理推進事業	(1) 都内に流通する輸入食品の安全確保 (2) 効果的な検査の実施 (3) 検査法の開発 (4) 及び(5) 輸入事業者の自主的な衛生管理の推進	検査は、使用実態の多いものを優先的に実施するなど、必要性を検討して対象や項目等を設定すべき。

次期食品安全推進計画戦略的プランの概要について（案）

施策の方向性 3 食の信頼確保に向けた都民への情報提供の充実

* 網がけは、新たに戦略的プランに盛り込んだ事業

No	プラン名	プラン策定の考え方	事業内容*	計画目標	委員からの主な御意見
8	食物アレルギーに関する理解を深める <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">新規プラン</div>	食物アレルギーでも安心して生活できる環境づくりのために、都民・事業者に対する食物アレルギーに関する正しい知識の普及啓発や、アレルギーの検査方法の確立等を行う。	(1) 児童施設・学校におけるアレルギー性疾患の相談等に係る人材の育成 (2) アレルギー表示に係る検査体制の強化 ア 検査方法の改良 イ えび・かにの検査法の検証 (3) 食品の製造段階でのアレルギー物質混入防止に向けた技術指導のモデル事業を実施	(1) 食物アレルギーに対する都民の理解の促進 (2) 適正なアレルギー表示を推進 (3) 食品製造施設におけるアレルギー物質混入のリスクの低減	
9	食品表示に関する知識を広め、適正表示を推進する <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">プラン9をリニューアル</div>	適正な食品表示を行うことにより、事業者から都民へ正確な情報を提供し、都民が食品に対する理解を深め、合理的な商品選択ができる環境づくりを進める。 また、食品表示は様々な法律が関わっているため、関係機関との連携を行い、適正表示を推進する。	(1) 消費者庁など関係機関との連携 ア 東京都食品表示監視協議会の開催 (2) 適正表示推進者育成講習会等の開催 ア 適正表示推進者育成講習会 イ 育成講習会受講者を対象としたフォローアップ講習会 ウ 適正表示推進者設置事業者の公開 (3) 表示に対する正しい知識の普及 (4) DNA鑑定等による食品表示の科学的検証の実施	(1) 食品表示に関する関係機関との連携体制の構築 (2) 食品事業者を対象とした食品の適正表示推進者育成講習会等の開催 (3) 消費生活調査員に対する研修の実施や都民に対する表示の知識の普及 (4) DNA鑑定等による適正表示の確認	
10	食の安全・安心のためのリスクコミュニケーションの充実 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">プラン11をリニューアル</div>	食品の安全について、都民、事業者、行政などの関係者が相互理解を深めるための施策が求められている。 これまで実施してきた情報発信の方法について、関係者の意見を踏まえた検証を行い、情報提供の方法を充実させる。 また、都民へ食品安全に関する情報を伝達する人材に対して、懇談会等による意見交換や情報提供を行い、効果的な情報発信のための連携を図る。	(1) わかりやすい情報の提供 ア ホームページでの情報提供の充実 ・食品の安全に関するホームページの充実（情報の一元化） ・対象者別（都民、事業者）の情報提供の充実 イ 各種リーフレットなど普及啓発資料の作成 ウ 情報誌による情報提供 (2) 関係者による活発な意見交換 ア 都民フォーラムの開催 イ 「食の安全調査隊」による都が発信する情報のわかりやすさに関する検証 ウ 卸売市場における消費者事業委員会の開催 エ 各種施策に対するパブリックコメントの実施 (3) 食品の安全性情報を伝達する役割を担う人材との連携 (4) 児童を対象とした体験型セミナーの開催	(1) 食品安全に関する正しい知識の普及 (2) 関係者の相互理解の促進 (3) 定期的な情報交換 (4) 科学に関する正しい知識の普及	まず、消費者が本当に求めている情報は何かをきちんと把握するべき。 食品についての情報が一括して体系的に公開されている場があるとよい。 都が発信する情報について、どういう表現なら消費者にわかりやすいかを事前にチェックする機能があるとよい。 5年後に目指す目標値として、何らかの指標が必要ではないか。 一般の方向けのリスクコミュニケーター養成講座ができるとよい。